

議第36号

京都市動物園条例の一部を改正する条例の制定について

京都市動物園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年 2月19日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市動物園条例の一部を改正する条例

京都市動物園条例の一部を次のように改正する。

第11条第3項第1号中「350円」を「360円」に改め、同項第2号中「520円」を「540円」に改める。

別表個人の項中「600」を「620」に、「2,400」を「2,510」に改め、同表団体の項中「500」を「520」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の京都市動物園条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の入園に係る入園料について適用する。ただし、施行日前に徴収したものについては、なお従前の例による。

3 改正後の条例第11条第3項の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税法及び地方税法の一部改正に伴い、入園料及び使用料の適正化を図る必要があるので提案する。